

別添 5

申請に対する審査基準及び標準処理期間

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）（施行日：平成 6 年 10 月 1 日）

[申請に対する処分]

条 項	処 分 内 容	審 査 基 準	標 準 処 理 期 間
法第 9 条の 2 第 4 項	政令で定める有害液体物質の事前処理の確認	事前処理の方法が令別表第 1 の 6 第 1 号の下欄に掲げる基準に適合していること。	申請書の内容の審査に 20 分程度 事前処理の実施当日において半日程度